

内城小学校バリアフリー改修工事

図面リスト

意 匠 図 面		電 気 設 備 図		機 械 設 備 図	
図面番号	種 別	図面番号	種 別	図面番号	種 別
D-00	表紙、図面リスト	E-01	電気設備特記仕様書	M-01	機械設備特記仕様書
-01	建築改修工事特記仕様書（その1）	-02	多目的トイレ配線図（改修後）	-02	衛生器具表・凡例表・機器表・多目的トイレ詳細図・平面図（改修後）
-02	建築改修工事特記仕様書（その2）				
-03	建築改修工事特記仕様書（その3）				
-04	建築改修工事特記仕様書（その4）				
-05	建築改修工事特記仕様書（その5）				
-06	建築改修工事特記仕様書（その6）				
-07	付近見取図、配置図				
-08	既存 1階平面図				
-09	既存 2階平面図				
-10	改修 1階平面図				
-11	多目的トイレ矩計図（既存・改修後）				
-12	多目的トイレ平面詳細図・展開図（既存・改修後）				
-13	部分詳細図				

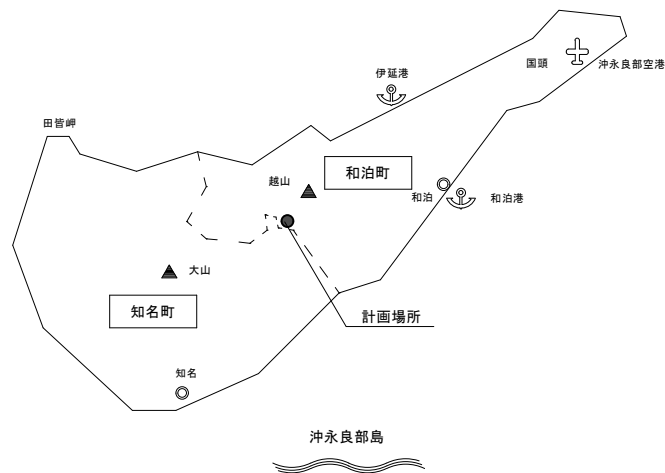
[illegible]

[illegible]

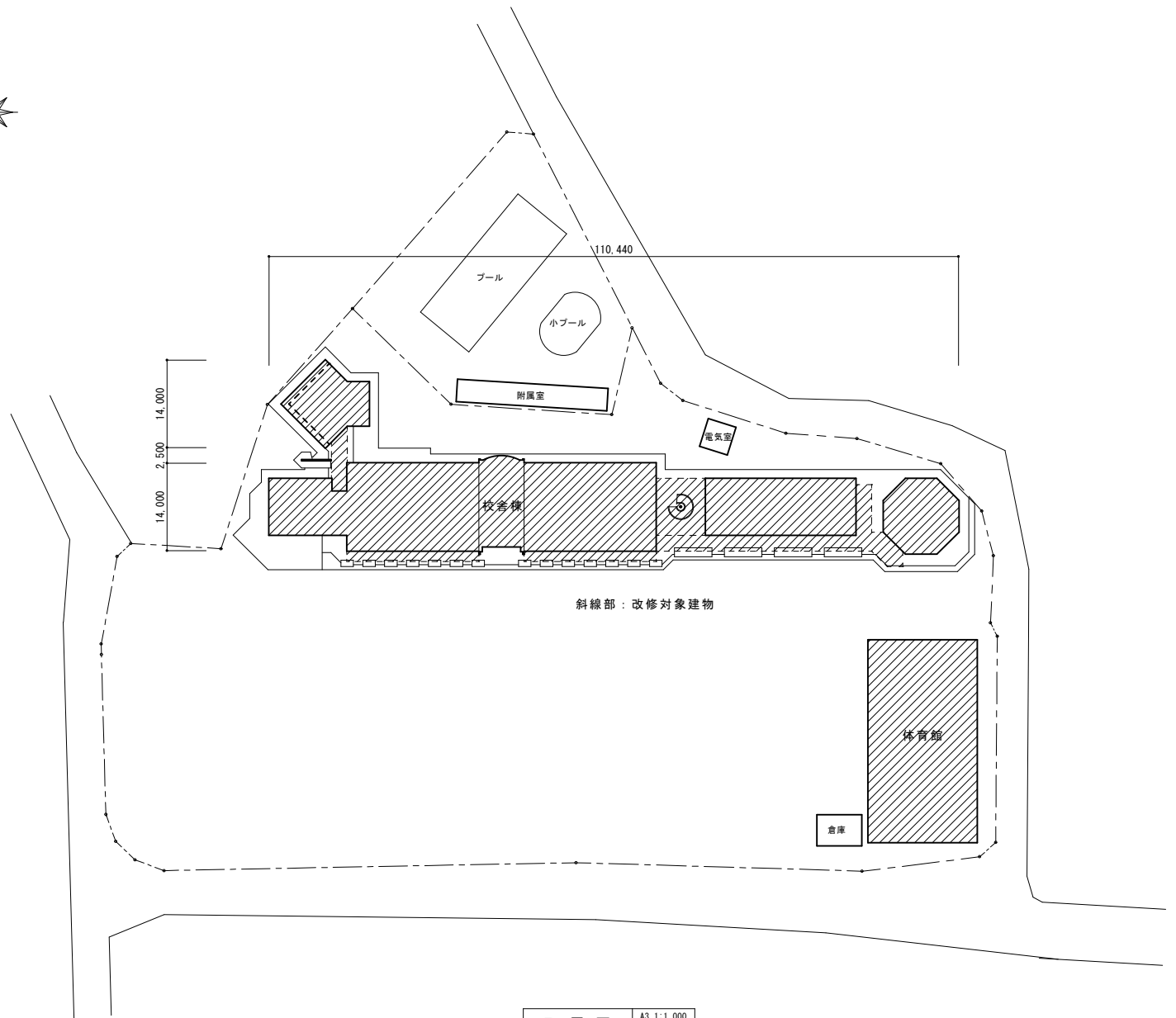
[illegible]

[illegible]

[illegible]

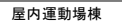
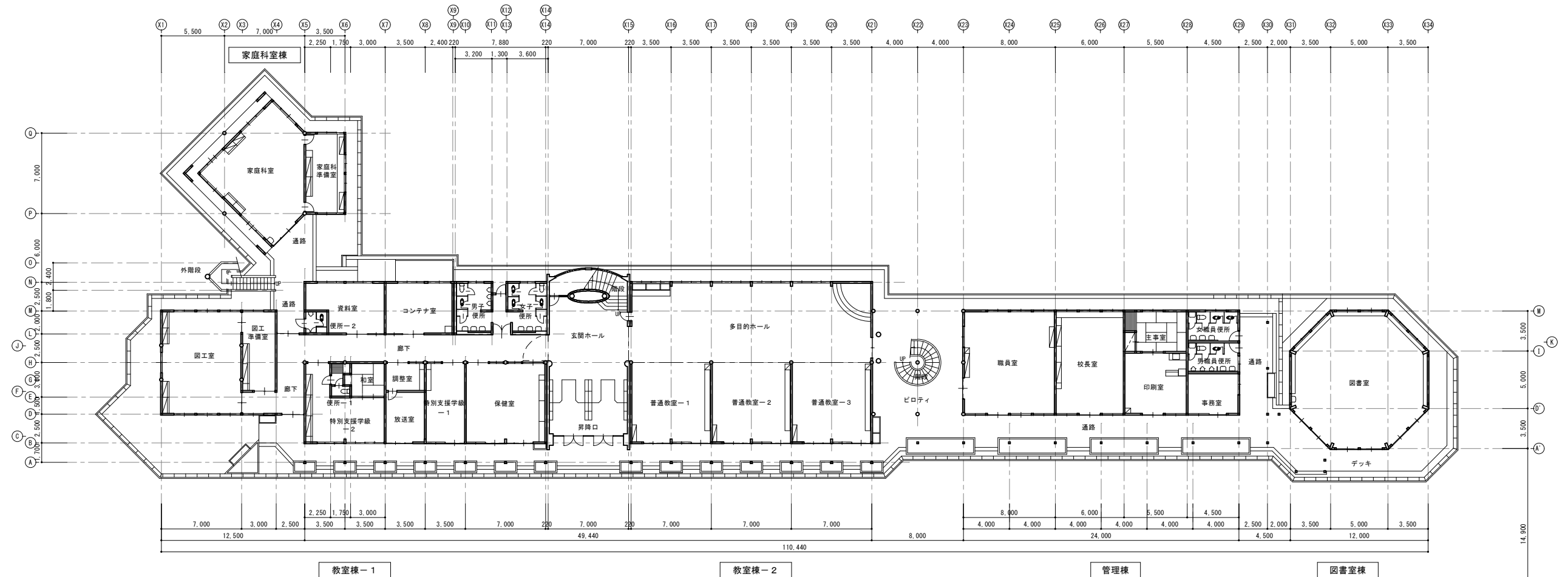


付近見取図 NO. SCALE

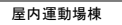
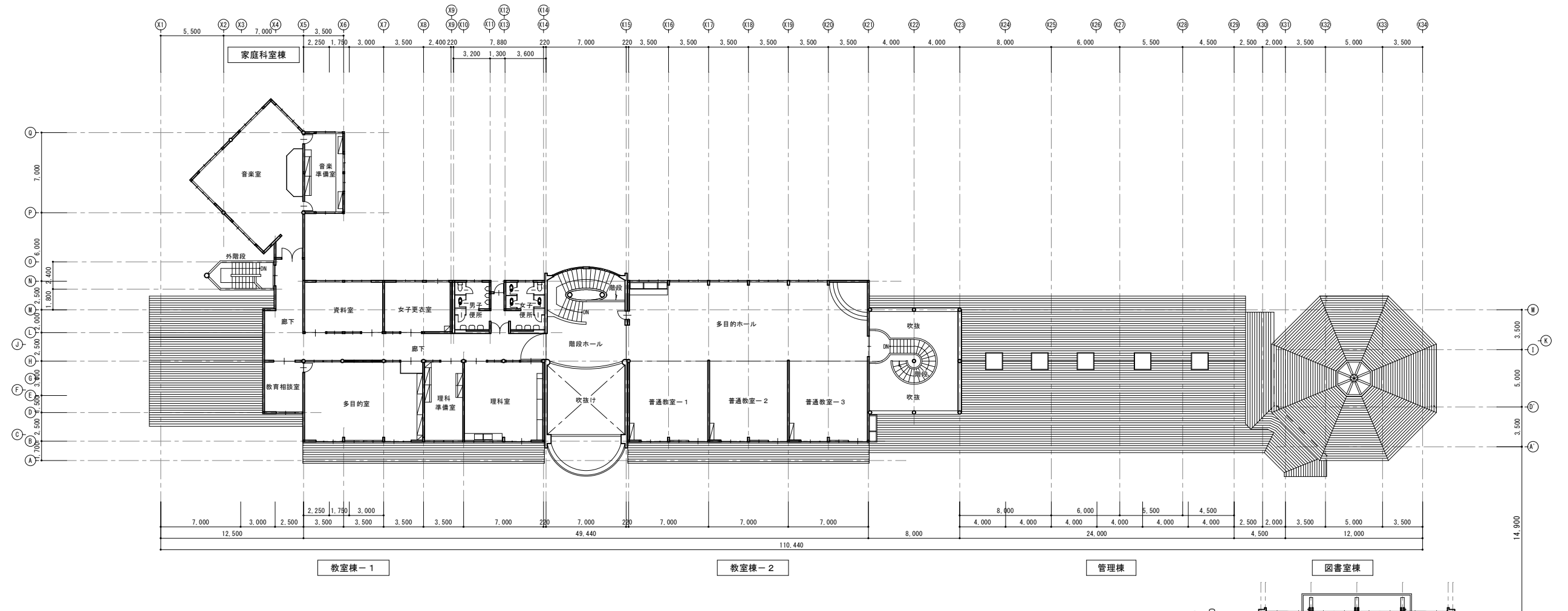


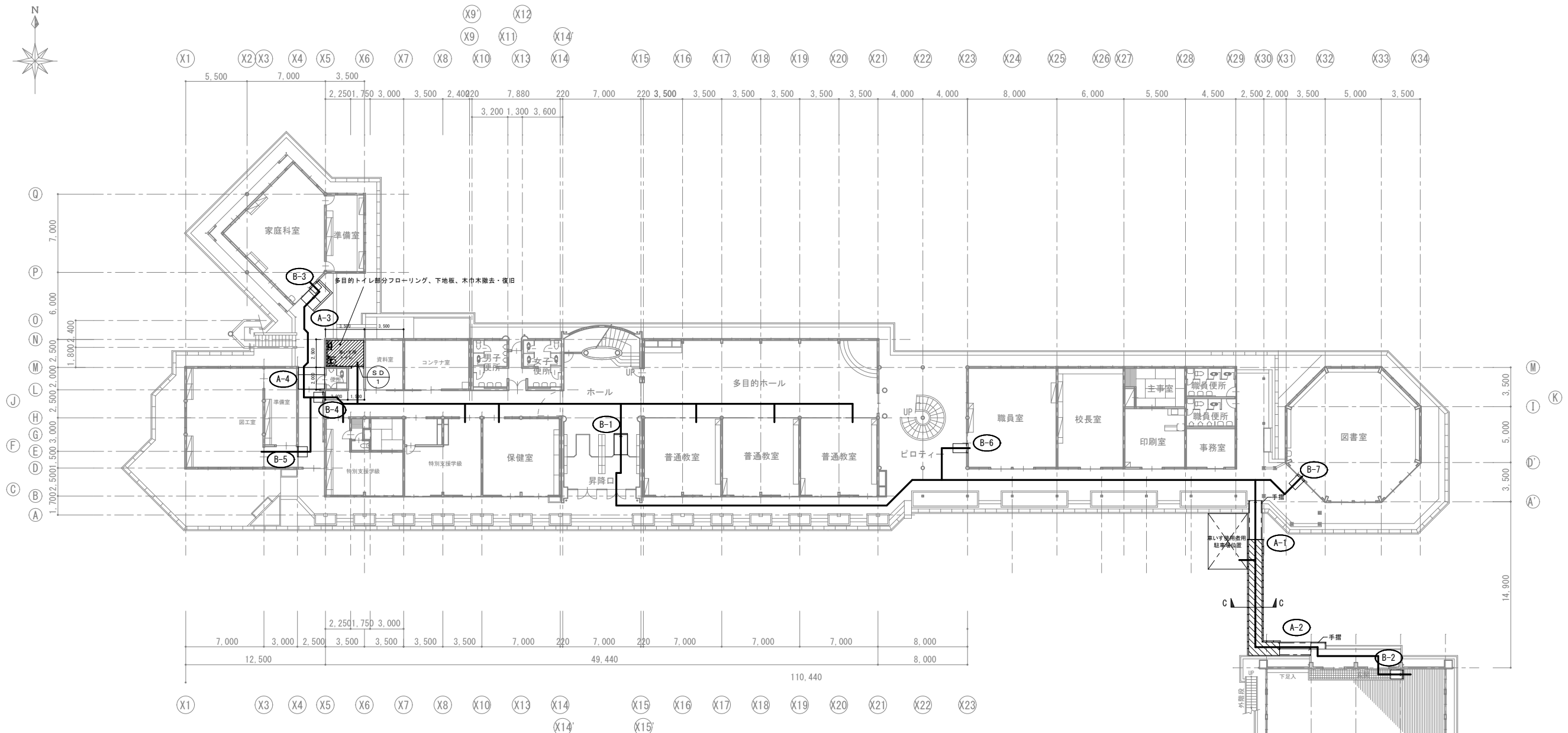
配置図 A3.1:1,000 A1.1: 500

※改修工事施工中は、学校、教育委員会監督職員と協議し、児童等の安全対策を入念に講じること。



屋内運動場棟 地階平面図





【 凡 例 】

記 号	表 示	
		車いす使用者の導線
A-O		R C造スロープ新設
B-O		鋼製スロープ新設
C		屋外通路（土間コンクリート+両端縁石）新設

【スロープ寸法表】

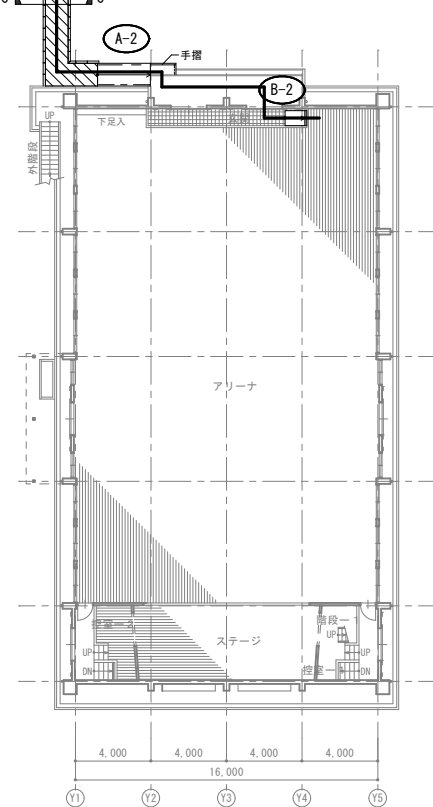
単位：mm

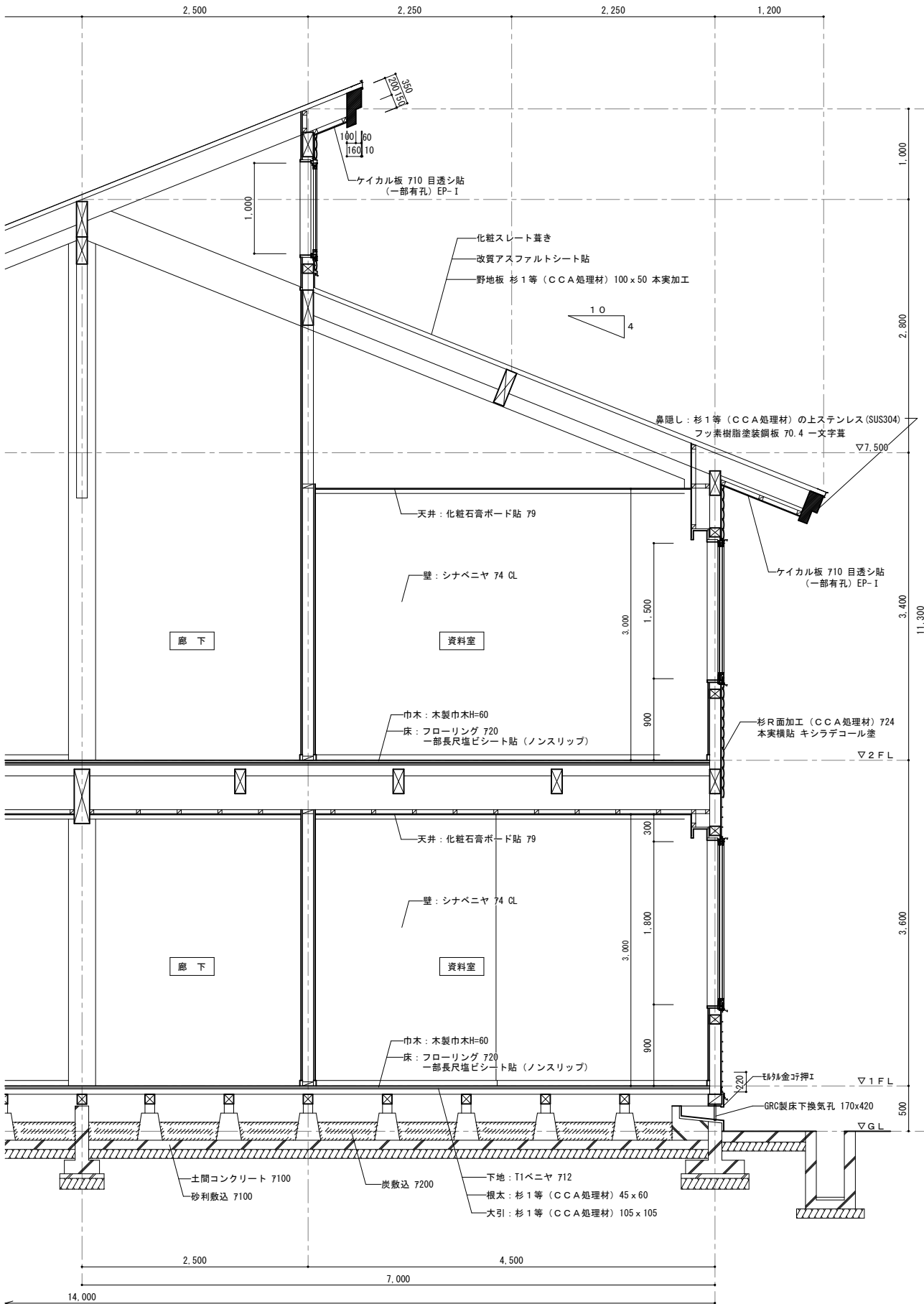
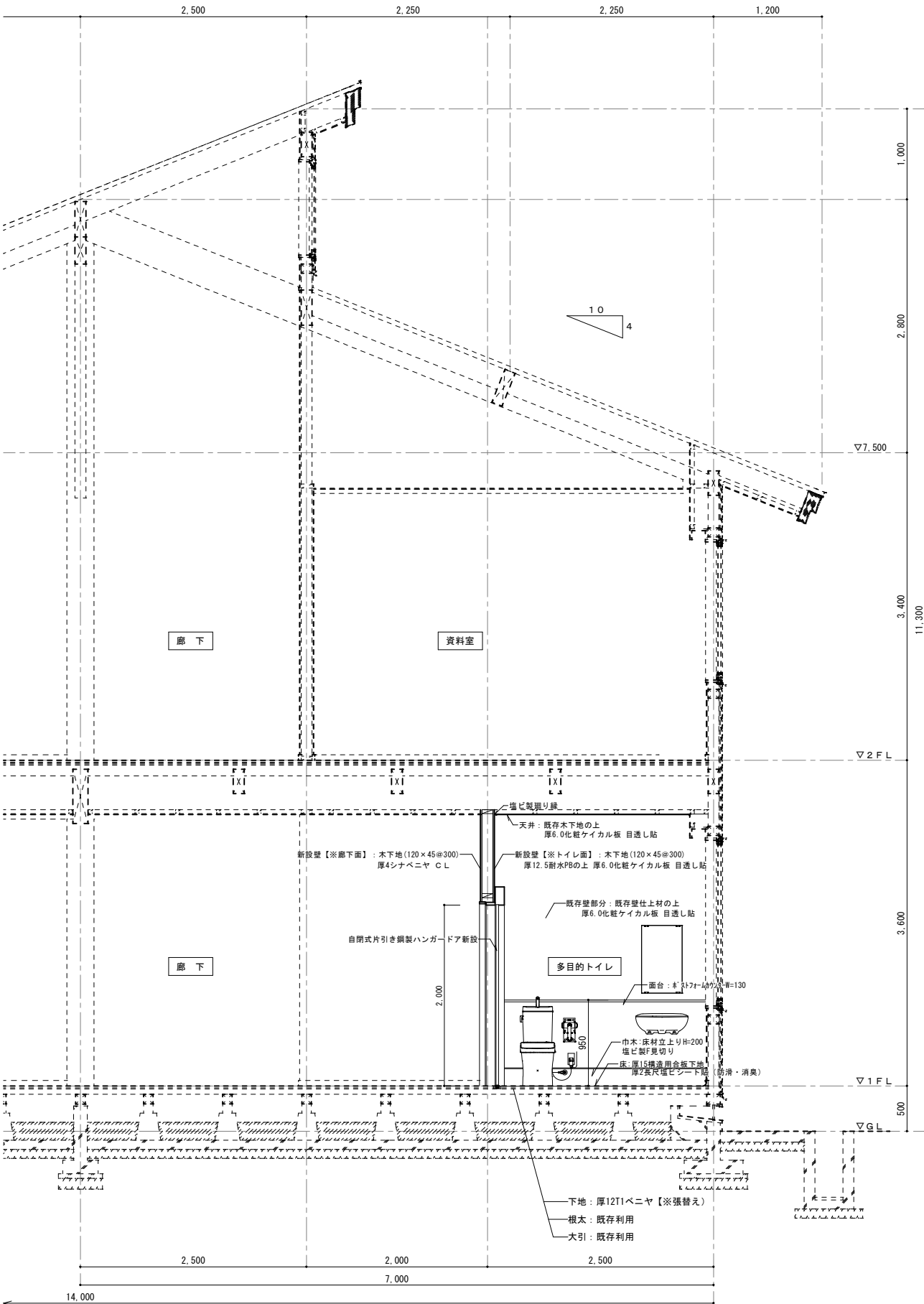
記号	種別	高さ	巾	長さ	掛り代
A-1	RC	260	1,200	3,500	—
A-2	RC	230	1,200	2,800	—
A-3	RC	120	—	1,500	—
A-4	RC	60	—	1,500	—
B-1	鋼製	90	1,200	1,800	100(固定)
B-2	鋼製	130	800	1,050	100(固定)
B-3	鋼製	70	800	600	150(可動)
B-4	鋼製	100	900	800	150(可動)
B-5	鋼製	100	900	800	100(固定)
B-6	鋼製	150	800	1,200	150(可動)
B-7	鋼製	130	800	1,050	150(可動)

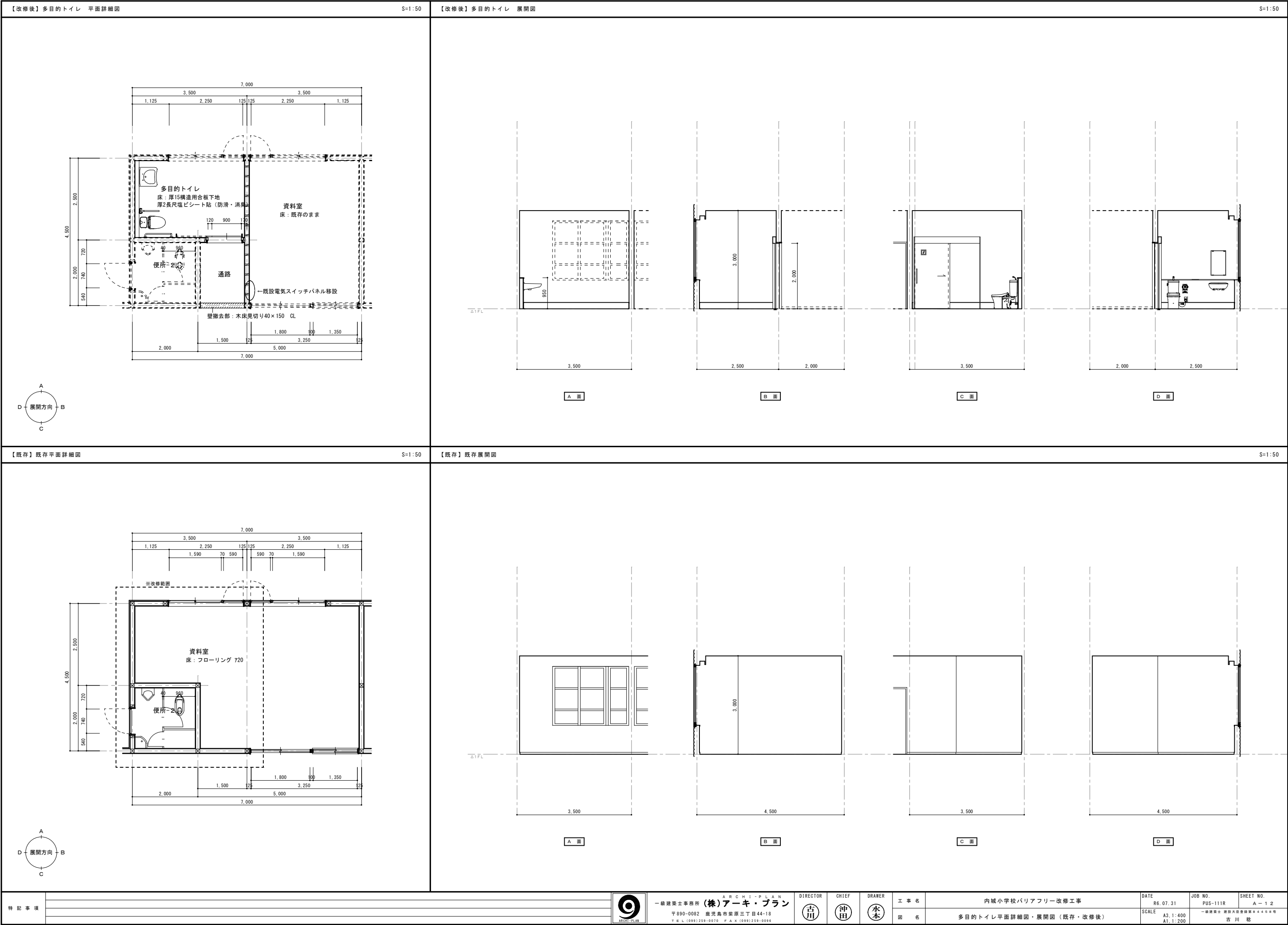
※取りつく開口巾、高さを現地調査し、監督員の承諾を得て製作すること。
※ガタつきの無いよう取りつけること。

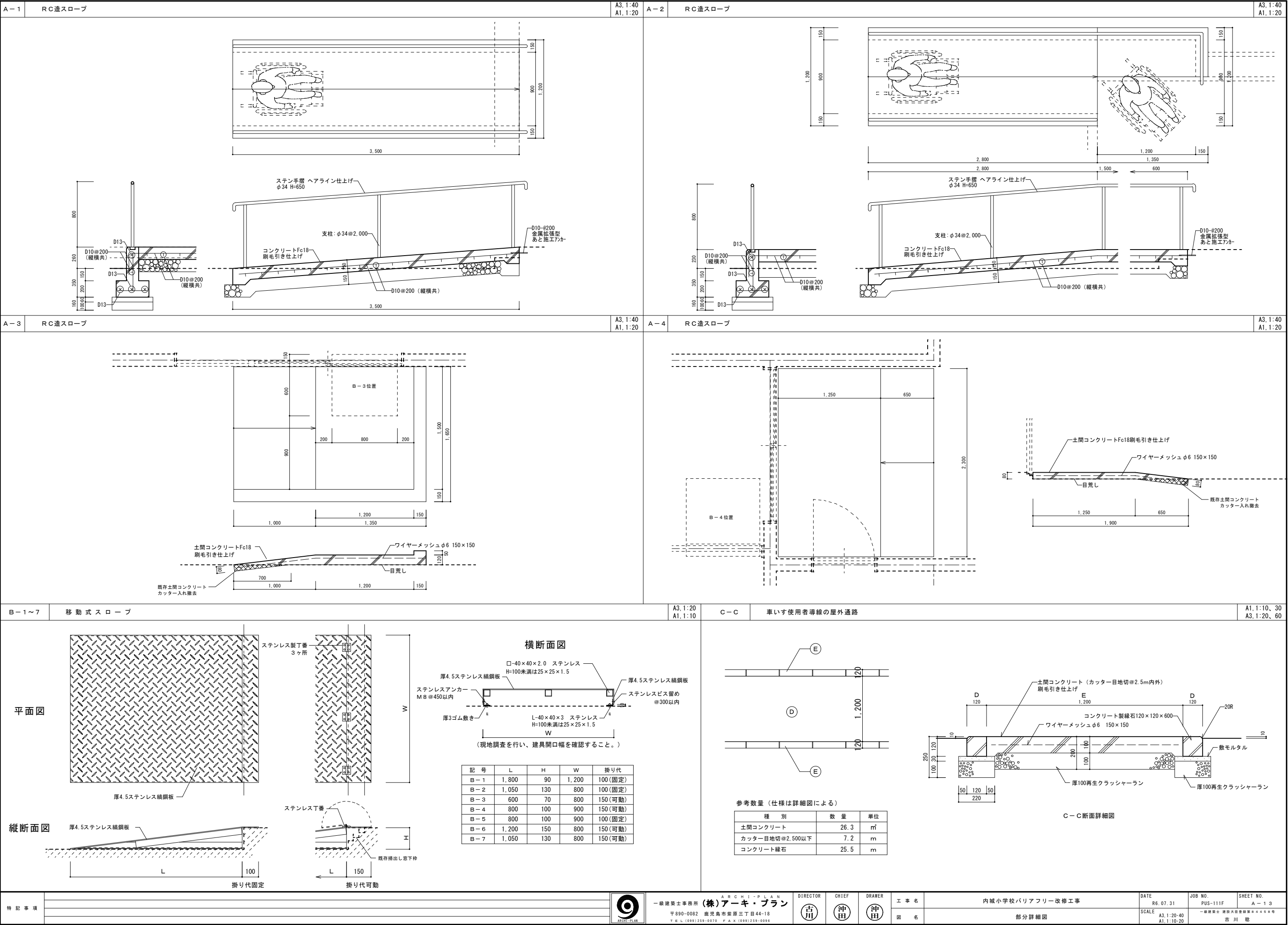
建具表

符号・場所	SD T	新設多目的トイレ	A3, 1:100 A1, 1: 50
外 観 案 図			
形 式		自閉式片引き鋼製ハンガードア	
見 込		メーカー仕様による	
仕 上		鋼製溶融亜鉛メッキ処理焼付塗装	
ガ ラ ス		厚4強化型板	
金 物 ・ 備 考		ハンガー装置、鋼製三方枠、ステンレス巻棚、ステンレス引棒、表示錠、ステンレスガラリ、戸当りゴム、他付属金物一式	

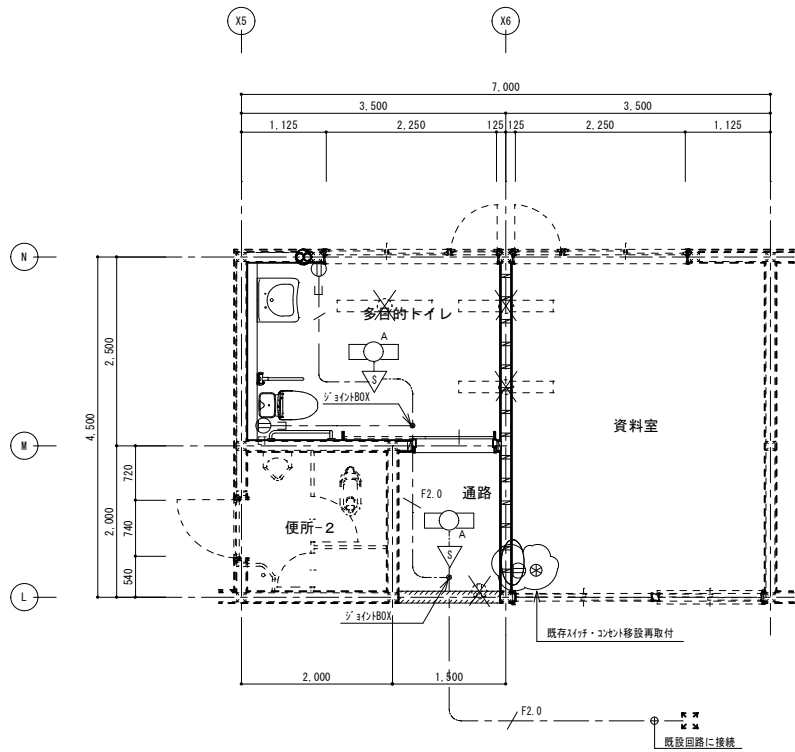








[illegible]



A

iDシリーズ直付型20形 Dスタイル W230 (11.6W)

LSS10-2-16

一般タイプ、1600lmタイプ
消費電力11.6W、定格出力型、電圧100~242V
約10~100%連続調光型
本体：鋼板（白色粉体塗装）
ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白）
光源寿命40000時間（光束維持率85%）
昼白色（5000K）、Ra83、電源装置はライトバー側に内蔵

照明器具配置図

凡 例

	LED 照明器具
	人感センサー観機（8A） 広角検知
	埋込コンパ 2P15A×1ET SUS-P付
	埋込コンパ 2P15A×1 SUS-P付
	換気扇（機械設備）

特記なき配線は下記による。

	EM-EFF 2.0-30 天井コロガシ配線
	EM-EFF 1.6-20 天井コロガシ配線
	EM-EFF 1.6-30 メタルモール配線
	壁貫通コア抜き (50φ)

壁露出配線はメタルモール配線とする。

注記

	既存照明器具 撤去
	既存コンパ/撤去

特 記 事 項



一級建築士事務所 **(株)アーキ・プラン**
〒890-0082 鹿児島市紫原三丁目44-18
TEL (099) 259-0070 FAX (099) 259-0086

DIRECTOR

CHIEF

DRAWER

工 事 名
図 名

内城小学校バリアフリー改修工事
多目的トイレ配線図（改修後）

DATE
R6.07.31
SCALE
A3, 1:100
A1, 1: 50

JOB NO.
PUS-111S
SHEET NO.
E-02

一級建築士 建築大監査登録第84458号
古 川 稔

●RC OSRC OS OW ●RC OSRC OS OW				
階	地下	階	地上	階
延べ面積	㎡ (対象面積)		㎡	
建物用途	建築基準法別表第一		消防法施行令別表第一	
	耐震安全性の分類		○特定の施設	○一般の施設
		地域係数 ● 1. 0 ○ ()		
		工事 項目		
給排水衛生工事		空気調和工事		
電気工事		空気調和工事		
ガス工事		換気工事		
浄化槽工事				
厨房器具工事				
項 本特記仕様書によるほか、国土交通大臣官庁官庁庁舎管轄部監修の公共建築工事標準仕様書（機械）（令和4年度）並びに同上監修公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事・施工）（令和4年度）標準仕様書という。国土交通大臣官庁政策総合研究所監修建築設備耐震設計・施工（指針4年度）による。				
使用資材の品質、規格、種別等は、本特記による。 必要な工事用電力、水及び諸手続等の費用はすべて受注者の負担とする。 等は、着工に先だち、監督職員に提出する。				
下記の当該機材技術能力を適用させる。（但し●印のみ） ○ダクト板金加工機 ○熱線絶縁加工機 ○冷凍、空調調和機器施工技能士〔標P-16.1.5.2〕 ○指示事項に定める「立会検査を要する施工工程」に達するときは、事前に監督職員に連絡して立会くは指示に従うこと。（標P-17.1.5.6） 明記なくとも関係法令上または機器の機能上当然必要となるものについては、原則として該機材を施工する。				
施工等については、図示によること。〔標P-10.1.3.9〕 施に伴う既設建物の破損箇所は従来にならない復旧する。				
ついて の40%の範囲内で請求することができる。 定額の40%の範囲内で請求することができる。 年度の率は、契約金額の %程度、年度別の率は %程度である 標準的契約第41条第3項を適用し、原則として契約会計年度に翌会計年度分も含めて、契約金額の範囲内で請求することができる。 払い又は部分払いについて において、中間前金払い又は部分払いのいずれかを選択するものとする。 金払い 金払いを選択した場合、部分払いは行わない。 金払いを選択した場合でも、契約会計年度末には出来高定額に応じた部分払いを受けることとなる。（契約会計年度出来高予定 前金払い） 払いは契約金額の20%以内とし、前金払いとの合計額が契約額の60%を超えないものとする。				
前払い金を支払ったものについては2回、支払いがなされていないものについては3回を超えて支払うことはできない。 ル子」の作成が必要がある場合（工事費前金金が500万円以上）には、工事実績情報として「工」を作成し、監督職員に提出し承諾を受けた後、（財）日本建設情報総合センターに登録すると記録結果（工事入力受領書）の写しを監督職員に提出すること。（受注時、変更時及び完成時）期間については契約締結後、土、日、祝日を除く10日以内とする。〔標P-5.1.1.4〕				
おける工事（県内）建設業者の優先活用にについて 等は、工事の順序を下記に付する場合は、施工地を管轄する地域振興局等の管内に主たる営業所を有する建設業者として優先的に工事を請け負うことができる。ただし、当該建設業者が、前項で定めた建設業者を適用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。 職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。				
の優先使用について 使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）を優先して使用することとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者の活用を奨励することとする。 等は、「材料使用承認書」において、すべての資材について県産資材の有無を記載することともに、監督職員に「指定資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用活用状況報告書」を監督職員に提出し承諾を得なければならない。（「県産資材等不使用活用状況報告書」の「7(品目)」 （レディミストコンクリート）、コンクリート二次製品、石材類、アスファルト合材、木材、樹木、野芝（県産資材等不使用活用状況報告書）において、第1項の資材業者等から選定しない場合は、その理由を説明すること。				
等は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督職員に提出すること。 工（ワーク）データを監督職員に提出すること。 工にあっては、関係法令に定められた有資格者を配置すること。 ック等による過積載等の防止について 資機材等の積載超過のないよう注意すること。 等を行って資材納入業者から、資材を購入しないこと。 等の過積載等により、資材の購入率になった場合は、資材納入業者等の利益を不当に害することとなること。 の装束又は物理的保護装置の不正取扱いをシムブラックで、工事現場に出入りすることがないようにすること。 等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下という）に鑑み、第13条に規定する交通安全の取組を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進する。				
契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるものまたは特にシムブラック等によって悪質な重大事故を発生させたものを排除すること。 3) のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。				
項 標準仕様書に記載されていない特殊な材料により施工する場合は監督職員の承諾を得ること。 なお、特殊な材料による施工は当該材料の指定工法等による。				
壁面、天井面等に機材取付のための当該材料を設ける場合の施工の範囲は、設計図書等に明記のない場合は、監督職員の指示によること。 関係工事等については、当該工事関係者と協力し、工事の円滑な進捗を図るものとし、疑問が生じたら監督職員の指示によること。 工事現場進捗の過程における調整については、地域振興局、支庁の建築担当職員と充分に打合せを行い、指導を受けること。 免注図を施工現場と一致するよう訂正をした後、下製本およびCD-ROMを提出する。				
〔標P-19.1.7.2〕 ●A-4版1部、●A-3縮小版2部、○A-1サイズ 部）				
都市ガス設備、液化石油ガス設備は、ガス供給事業者の規定する気密試験成績書を2部提出する。県指定設備、その他試験成績書は監督職員の指示による。〔標P-17.1.5.5〕 〔標P-18.1.7.1〕				
本工事の施工に必要な官公署への申請書類は原本またはその写しを2部ずつ作成し、完成図と一緒に提出する。〔標P-5.1.1.3〕 〔標P-18.1.7.1〕				
工事報告は、別に定める工事出来高報告書により毎月末日見込みの出来高等を当月の20日までに監督職員に提出する。（A-4版）				
等 (1) 監督職員の指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。 (2) 工事の施した当日、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。 (3) 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。 (ア)設計図面に定められた施工の確認を行った場合 (イ)工事の進捗により確認を行う時、後日の目視に検査が不可能又は容易ではない部分の施行を行う場合 (ウ)工場の施工を完了した場合 (エ)適切な施工の証明を監督職員に指示された場合 (5) (1)から(3)までの記録について、監督職員から請求されたときは、提示又は提出をする。 (5) 工事は原則としてデジタル写真とし、ファイル形式及び画素数については「鹿児島県電子納品ガイドライン(2021)」に準ずること。				
管の接合、ダクトの接続、保護については、原則として見本を整備すること。 その他監督職員との協議により必要と認められたもの等については、監督職員の指示により見本を整備すること。				
工事打合せについては、電子メールで取り交わすことが出来る。				

項目	特記事項
1. 共通事項	
1. 環境への配慮	国等および環境物件等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に定めるところにより、環境負荷を低減できる機器及び材料を選定するように努める。 〔標P-11 1.4.1〕
2. 機材	使用機材等は、原則新品とし、JIS・JWWA等標準仕様書に定められた規格品とする。 使用機材は、国土交通省大臣官庁官庁庁管轄「建築材料・設備機材等質性能評価委員会設備機材等評価委員会」認定品、または同等品質以上のものとする。 〔監P-66 1.4.2〕
3. 化学物質を放出する建築材料等	塗料、接着剤、防腐剤等の材料については、原則としてホルムアルデヒド等揮発性有機化合物の放散量が小さく建築物基準法の規制対象外である「F☆☆☆☆」の材料を使用すること。 〔監P-66 1.4.1〕
4. 防火区画貫通部	区画貫通の建築物は、建築基準法に従い施工する。なお、その際の充填材はモルタルまたはロックウールとし、保温材はロックウールとすること。 国土交通大臣指定工法（防火バテ等）の使用も可。 〔標P-80 2.8.1、監P-286 2.8.1〕
5. 配管用のスリーブ	地中部分等で水を要する部分はつば付鋼管とし、地中部分で水を要しない部分のスリーブは、ビルダークレートを主とし重鉛板製としたが、柱及び壁以外の箇所では、開口補強が不要かつ、スリーブ径が200mm以下の部分は、紙張収容としても良い。（標P-52 2.2.7、P-80 2.8.1） 〔監P-286 2.8.1〕
6. 専用工具の使用	塩ビライニング鋼管、ポリブチレン管及び外面被覆鋼管は、帯の歪み又は丸のこ機などで切断し、パイプカッターによる切断は禁ずる。なじ切りにては、自動切り玉くき機を用いて装置付とする。 （なじ切りの際には、なじ工程表を使用して適正（JISねじ）に切られているか確認する。） 〔施工作業を撮影の上、工程写真に表す。〕 〔標P-64 2.5.1〕
7. なじ接合剤	給水管、給湯用及び冷温水用の防食用ベストシール剤は、JWWA K 16 1 に規定する水道用シール剤とする。 〔標P-52 2.2.8〕
8. 支持金物類	屋外、び内及び多湿箇所での支持金物類はステンレス鋼製とする。 〔標P-52 2.2.8〕
9. 外面被覆鋼管の傷部修繕	埋設施工による外面被覆鋼管（内面被覆含む）については、継手スリーブ端及びチャック・パイレソフの傷部分にプラスチックテープを巻くこと。（露出部分は原則不要） 〔監P-234 2.5.4〕
10. 鋼管の傷部の修繕	鋼管（内面被覆鋼管を含む）については、なじ込んだ後、残りぬじ部及びチャック・パイレソフの傷部分に、十分さよ止めメントを塗布すること。 〔監P-219 2.5.2〕
11. 排水排気管への接続	原則としてY管接続とする。（Dに配管含む）
12. 建物導入部の配管	管のたわみ性を利用した方法（スリクッション）で施工する。エルボ×5 〔図P-110〕
13. 埋設工事深さ	ビニル管（一般450H・車路600H） 鋼管（一般300H・車路600H） 〔標P-79 2.7.2、標P-283 2.7.2〕
14. 土中埋設鋼管（エラス・コーン）継ぎ及び排水用管等この項に準じる	断面を被覆していない鋼管は、プライマーを塗布の上、防水テープ1／2重ね1回巻きをさらにプラスチックテープ（JISZ 1901に準じたもの、厚さ0.4mm）で1／2重ね1回巻きを行う。 また、継手等の部分は、ベトラタマセの充填材を詰め、表面を平滑にしたうえで防水シートで包みプラスチックテープを10重ね以上巻くこと。 〔施工作業を撮影の上、工程写真に表す。〕 〔標P-79 2.7.3〕
15. コंकリート埋設給管・鋼管	プラスチックテープ（JISZ 1901に準じたもの、厚さ0.4mm）で1／2重ね1回巻きを行う。 〔標P-79 2.7.3〕
16. 埋設管表示テープ	下記の埋設管には、管頂部全長に沿って、粘着材付表示テープを貼り付ける。 ○直結給水管（上水道本管接続部） <紺色> ○給水管（水栓高～高さ水槽間） <青色> ○排水管（受水槽～高さ水槽間） <茶色> ○消火管 <赤色> ○給水管（水栓高～高さ水槽間） <紺色> ○給水管（水栓高～高さ水槽間） <茶色> ○給水管 <赤色>
17. 埋設管埋設シート	各種管上部（地表から150mm程度の深さ）にビニル製埋設シート（巾150cm）を埋設する。 〔排水管は除く。〕 〔標P-79 2.7.1、監P-281 2.7.1〕
18. 埋設標	土中埋設の給水管、給水管及び消火管の分岐曲部に設置する埋設標は次のとおりとする。 〔数値単位は指示しない。〕 ・鉄線製給管は、アルミ製表示盤をコンクリート（200φ×300）で巻き込んだものを、ステンレス線で配管に緊結の上設置する。 ・鉄線製給管は、キックアップを専用工具を用いて設置する。
19. 弁類	水栓以降の配管には5K型、その他は10K型。（JIS規格） ○水道事業者指定 内面をライニングした管に使用するほかに込みの弁等には警備隊消防士の規定に準じた管端アッペを備えたものとする。 呼び径65以上の弁は外ネジ式とする。（水道用ソフトツール弁は除く） 〔標P-43 2.1.2〕 呼び径65以下の排水弁付横置止弁はパイプ弁付でもよい。 呼び径65以下の切替止弁はパイプ弁付でもよい。 敷内オートリンク及びオールサービスタンの最高液面に以下に設置する元バルブ及びドレンバルブは JIS B 2071（錆耐10K外ねじ仕切弁）または同等以上によるものとする。 〔所轄消防署の承認するもの。〕 〔標P-43 2.2.1〕
20. 屋外出力の弁類	防護・保護の上ステンレス鋼板による外装を施し、弁棒はグリスアップする。
21. 埋設弁類の防護措置	弁軸内外等の直接土中に接触しない場所に弁蓋を設置する場合には、防護措置は原則不要とする。ただし、水道事業者の指定方法がある場合および、鋼管ねじ部分については防護を行うこと。
22. 機器の防護措置	振動を生ずる機器については、ダブルナットで固定し、かつ防護措置を施すこと。 （振動発生場合は防護員が点検、防振バックとする。）
23. 可換継手	ステンレス製 用水用 管 径 20以下 30以下 32～50 65～150 200以上 全 長 mm 5.0以下 5.0以下 5.0以下 7.5以下 1.00以上 油用 管 径 20 以下 25 ～ 40 50 ～ 100 全 長 mm 3.0以下 5.0以下 7.0以上 合成ゴム製（水用） 管 径 40 以下 50 ～ 80 100以上 全 長 mm 3.0以下 5.0以下 7.0以上 〔油用で管径40以上は消防法令適合品とする〕（銅製フランジ付） 〔標P-47 2.2.8〕
24. 防振継手の使用	銅製フランジ付 ユニオンは、呼び径25以下の見出し配管に付するもの、原則として使用しないこととする。 調理器具の接続等ユニオン使用の必要性が生じた場合には、監督職員と協議すること。
26. サービスラインの油計	○ゲージ式（側圧式） ○ガラス管式（流出防止形） 〔標P-55 2.3.4〕
27. 標識その他の	機器類・弁類・保安器具及び配管等には適宜その名称、内容及び矢印等を記入、もしくは樹脂製札に刺し付けると取り付ける。 （パイプカット、ビット内など掘削の配管配管は、文字シール貼付けでもよい） 必要に応じ消防法、ガス事業法、石油法等により燃焼（危険物・気体酸素等）を設置する。 〔標P-17 1.4〕 〔例〕弁類にSU5針金または耐熱インクローケを取り付け、「〇系系統」、「〇〇A（口径）」を刻印し、刻印は、「〇〇系統」、「〇〇A（口径）」彫込み、取替時で対応。 ・弁開閉、閉等の注意書きは、必要に応じて追加のこと。 ・室内機は「機器番号・系統名又は室名（竣工年度）」を、室内機は「機器番号」を樹脂製札に表示すること。作成前に監督員の確認を受けること。
12. 保守指導案内書	本工事の機械設備について保守管理に必要な案内書を2部作成し、完成図と一緒に提出する。 （A～4版） 〔標P-19 1.7.3〕
13. 産業廃棄物処理	本工事より発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物処理法に基づき適切に処理すること。
14. 施工中の安全確保及び環境保全	(1) 台風などの風水害による現場被害が予想される場合は、事前の現場養生を確実に行い災害の手前に向けること。 (2) 事故の発生リスクや事後の現状状況報告を、書面にて監督職員に提出すること。 （正月祭期間現場巡回調査を受ける場合も同様とする。） (3) 塗装、断熱材の施工時、接着剤の他化学製品の取扱に当たっては、当該製品の製造者が作成したJIS Z 7253による安全データシート(SDS)を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康・安全の確保及び環境保全に努める。 〔監P-9 1.3.5、監P-10 1.3.8〕
15. 解体等作業時の石綿対策	解体及び改修作業において、石綿含有建築材料を撤去する必要が生じた場合には、ただちに監督職員に報告すると共に、作業においては「石綿障害予防規則」を遵守すること。
16. 建設廃土の処理	○場内処理は敷均し ○場外搬出は下記による。 受け入れ場所 ○ 受け入れ場所までの距離 ○ 敷均き回数 ○ たい積量 搬出距離() km 処分量 ○ 有償 ○ 無償 上記に示す受け入れ場所・距離は参考であり、実施にあたっては監督職員と協議の上、決定する。 〔標P-103 4.2.1〕

※の特記仕様書における参考ページの略号は次のとおりとする。

標＝標準仕様書 監＝監理設計 図＝標準図
修正履歴： R060510

3. 屋内給水工事	
1. 給水方式	引込み付添水圧 () MPa ○ 水道直結方式 ○ 直結増圧方式 ○ 重力 (高置水塔) 方式 ○ 加圧送水方式
2. 水精類	○ FRP製 ○ ステンレス製 (○ 一体型 ○ 組立型 ○ 単板構造 ○ 保温構造) ※ 本体は、防水性及び強度向上によってスチール製より交換をしないような強度を有するものとする。2m以上は内圧はし付。マンホールは内蓋及び南京錠付。 (標P-266 1.4.1, 標P-303 2.4 図P-70~79)
3. ポンプ付設備	フルート非水体系は、ステンレス製・樹脂製又は青銅製とする。 (標P-255~262)
4. ポンプ電動機	屋外・全閉防まつ形、屋内 (多量用形) 全閉防まつ形。 (その他防水保護形 (標P-24 1.2.1))
5. ポールタンク フロート	○ 鋼板製 ○ 耐酸性のある樹脂等 ○ ステンレス製 (標P-50 2.2.20)

5. 屋内排水工事	〔 標準 P-40~P-42, 規格 6.2.4.8 〕
1. 洗面器等の排水管	洗面器より手洗台直下排水に直接寸法は器具トラップよりワンサイズアップとする。
2. 床上掃除口直下の曲管	汚水系統に取り付ける床上掃除口直下の曲管は 90° 長曲管とする。
3. 器具との接続	原則として配管接続とする。(ジャバラ・簡易ゴム接続は不可、専用アダプター使用のこと)
4. 通気気管 排水通気弁	通気気管 ● アルミ (耐食性) ● ビニル製 排水通気弁 ○ 銅製 ○ 屋外型
5. 床排水トラップ	トラップ板は原則として、樹脂製とする。〔 標準 P-293 1.7.3 〕

1. 貯湯槽の材質	☐ SUS444製 ☐ ステンレス鋼板製（電気防食装置付） ☐ ステンレスクラッド鋼板製（電気防食装置付） ☐ 鋼板製 （標-P27 1.4.3. 図-P8, 79）
2. 膨張水槽の保温	ロックウール 2号 50t、外装はステンレス鋼板（0.3t）
3. 瞬間沸騰器	耐塩処理（要○不要） 配管カバー（○450t ○ ） 吹出口は歩行面+2,000以上 ○設定温度 50℃以下（ガス）瞬間沸騰器のダイレクト着火方式で離角の場合

9.	ガスホース	標準JIS 10B3 (規格JIS 1117-1978)	
10.	可燃性ガス検知器	メタン (M _g / m ³)	○液化石油ガス (プロパンガス) 発熱値50.2MJ/kg (標準-JIS 313 2.2.1.3, 標準-JIS 319 3.1.3.4)
11.	ガスメーター	メタン 標準品	
12.	充気容器等	○プロパン専用 ○酸素減圧・転配防止用 (鋼はステンレス製) ○バルク貯槽	
13.	充気用配管	○ガス配管専用のベストシール製を使用すること。	
14.	ガス接続台	面取リング鋼管継手の受口端面は専用テブで充填すること。 器具接続以外にユニオン継手は使用しないこと。	
15.	絶縁手袋	ガスから発生した引火し得る可燃物の付着した露出配管に絶縁手袋を使用すること。(標準-JIS 315 2.2.5)	
16.	施工	有資格者の責任施工とすること。使用材料についてはガス事業者の規定に準ずる。	

1. 型式	建設省告示第12号等（最終改正第131号等）に指定する構造とする。 処理対象人員・処理水量・処理方式については、図示による。
2. マンホール形式	OMHMA型 OMHB型 ○鋼板製（4、5、6） ○標準FRP ○耐荷重FRP ※メカカー標準を除き全てポルトロック方式とする。 鋼板製のポルトについてはメンテンランスを考慮し、分割を検討する。（標P-347 2.1.27）
3. 金物類	支持金物、ふたについて、その他すべてステンレス製鋼（SUS304）又は、溶融亜鉛めっき仕上げ品とする。
4. ユニット型 浄化槽の埋戻し	槽内に半分程度注水の後、良質土で深さ1/3程度ずつ周囲を均等に突固め水締めを行う。 （標P-351 3.2.1）
5. 標置の設置	浄化槽工事現場に国土交通省令で定める事項を記載した標置を掲げること。（浄化槽法第30条）
6. 浄化槽の標示 の立会い	浄化槽設置に係る工事工程に、浄化槽設備士の立会いを承認している状況を、写真に残すこと。 「浄化槽工事の技術上の基準」に基づき施工することし、浄化槽設備士の立会い写真を含む工程写真を整備すること。

1	給水設備 給湯設備	(1) 給水装置に該当する管は、水道事業者の規定圧力（たけ、最小（鋼管 1.75MPa（1.75 kgf/cm²）、ビール管 0.5MPa（5.0 kgf/cm²））とする。 (2) 換水管、圧送管は当該設備の全構程に相当する圧力の2倍の圧力。 〔最小 0.75MPa（7.5 kgf/cm²）〕 (3) 高置水槽以下の配管は、静水頭に相当する圧力の2倍の圧力。 〔最小 0.75MPa（7.5 kgf/cm²）〕 [標 P-81 2.9.3] (4) 器具取付け後の水圧試験、・住戸内給水管（但し、水道メーター以降とする）。 〔 0.75MPa（7.5 kgf/cm²）〕 (5) 飲料用水タンク設置の場合床面において遊離層留量係数が 0.2mg/L 以上検出され て消毒を行う。（1m3 につき 2cc（10%希釈液の場合）） [標 P-58 2.4.1] (6) 水圧試験の保持時間は最小6分とする。 [標 P-81 2.9.3]
---	--------------	---

3. カス設備
- (1) 液化石油ガス設備の気密試験は、高圧側1.56MPa、低圧側8.4kPa以上、10.0kPa以下とする。 [標 P-321 3.2.6]
- (2) ガス器具等と接続されているガス管については、ガス器具等直近のガス栓を開めて上記(1)の気密試験を行うこと。
- (3) 漏えい試験は、ガス器具等直近のガス栓を開いて使用圧力以上4.2kPa以下の圧力で実施すること。
- (4) 都市ガス等の気密試験・漏えい試験は、ガス供給事業者の規定に基づく方法・圧力とする。

※「トップランナー制度」の対象製品については、当該製品の現場搬入予定時において、その基準をクリアしたものを採用すること。

※「グリーン購入法」の対象製品で、下表に指定したもの（機器表に特記がある場合も含む）については、当該製品の現場搬入予定時において、その基準をクリアしたものを採用すること。
また、この表に記載のないものについては、Ⅲ-1-1によることとする。

対象指定製品	エアコン・温水器・給湯器・電気便座
--------	-------------------

衛生器具表

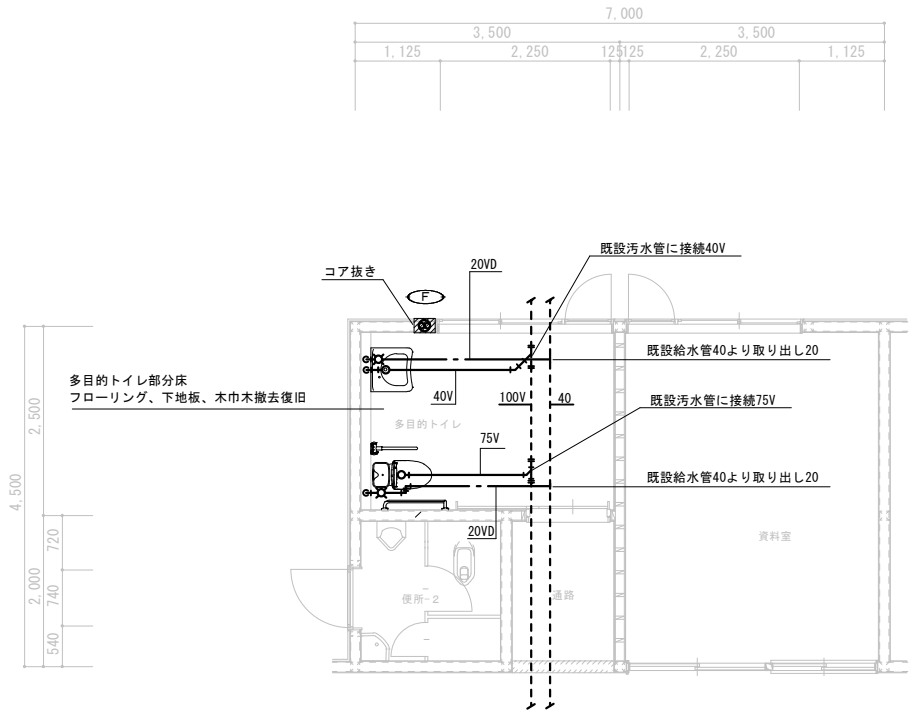
品名	型番		備 考	数量
	TOTO	LIXIL		
洋風大便器 (床下排水)	CS597BCS・TCF5841AUPN	BC-P110SM-AY+DQ-PA150CH CW-P11FLQE-NEC-STG	棚付二連紙巻器 (SUS)・表示板・他付属品一式・ロータンク・床給水 蓋なし温水洗浄便座 (瞬間式)・壁付リモコン (自己発電式, 洗浄ボタン)	1
洗面器	L270D+TEN40A	L-275AN+AM-300CV1	自動水栓 (単水栓)・Pトラップ・他付属品一式	1
手すり	T112CL11	KF-926AE80D25J	樹脂被覆・L型 前出寸法230・固定金具	1
手すり	T112H7	KF-481EH70J	樹脂被覆 (700L)・はね上げタイプ・固定金具	1
化粧鏡	YM4560AEトク	KF-W610H900E (AY)	600×900 (盗難防止)	1

凡例表

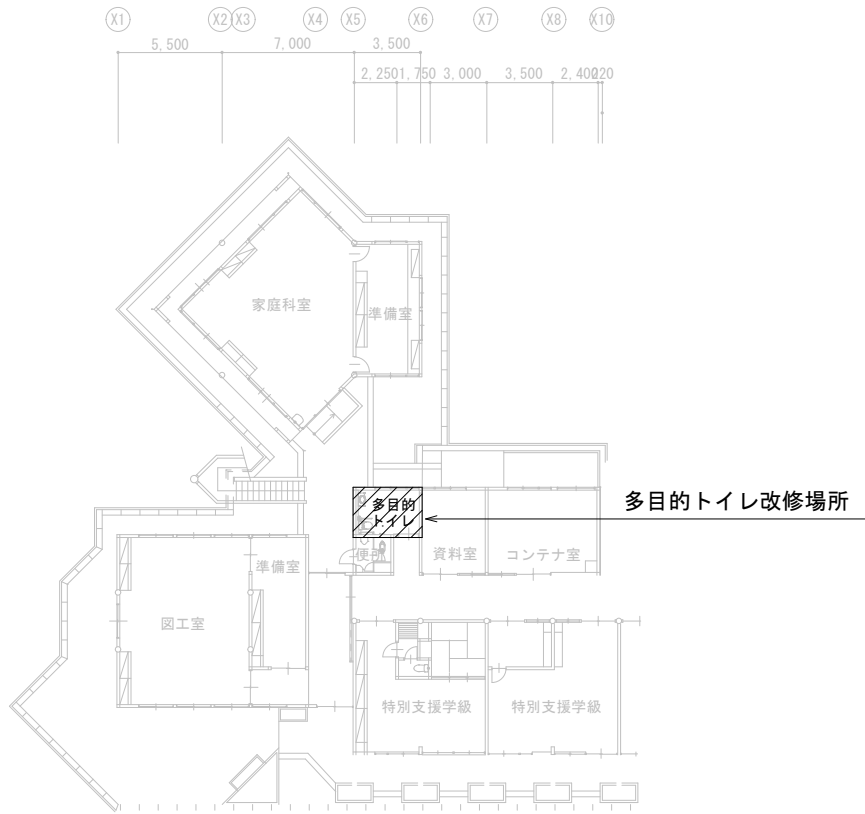
記号	名称	使用区分	管 種
―― ―――	給水管		内外面塩ビライニング鋼管 S G P－V D
――	排水管		ポリ塩化ビニル管 V P

機器表

記号	名称	能 力 及 び 仕 様	台数
Ⓕ	パイプファン	1 5 0 Φ × 1 6 0 m ³ /H × 5 p a × 6 . 5 W ・ 深型セルフド 1 5 0 Φ (ガラリ付)	1



多目的トイレ詳細図 S=1 : 50



平面図 (改修後) S=1 : 200

特 記 事 項



一級建築士事務所 (株)アーキ・プラン
〒890-0082 鹿児島市紫原三丁目44-18
T E L (099)259-0070 F A X (099)259-0096

DIRECTOR



CHIEF



DRAWER



工 事 名

内城小学校バリアフリー改修工事

図 名

衛生器具表・凡例表・機器表
多目的トイレ詳細図・1階平面図 (改修後)

DATE

R6.07.31

JOB NO.

PUS-111R

SHEET NO.

M-02

SCALE

A1.1: 50, 200

A3.1: 100, 400

一級建築士 建築大工 登録番号 4456号

古 川 総